

CFP®試験の
必須アイテム!

アマゾン検索
常に上位の話題!!

完全制覇!

CFP®精選過去問題集

CFP®精選過去問題集とは

AFP資格を取得され更に上級資格「CFP®」をめざしている方のために弊社では課目別の「FPKオリジナルCFP®受験対策精選過去問題集」を作成しております。過去5年間までに出题された日本FP協会CFP®資格審査試験問題より取捨選択し、類似問題は統一化して現法制対応の解説を加え編纂したものです。課目ごとの問題数は約300問です。

試験の約6割を占める過去問題の完全マスターに、また苦手分野の克服に、効率的な学習ができる教材として、発刊以来多数の受講生にCFP®受験のバイブルとして好評を得ています。



<B5サイズ> 定価 ~~3,900~~円 >> **特別価格** 各 **3,600**円 (税・送料込)



金融資産運用設計



不動産運用設計



ライフプランニング・
リタイアメントプランニング



リスクと保険



タックスプランニング



相続・事業承継設計

● FPK-Shopにて好評発売中! <https://fpk.shop-pro.jp/> ★ FPK-Shopからの購入の場合は送料無料★



NPO法人日本FP協会認定教育機関 / FP専門校

FPK研修センター株式会社 お問合せ info@fpk.co.jp

〒113-0034 東京都文京区湯島1-3-6 Uビル8F Tel 03-5802-7250 FAX 03-5802-7252

©CFP®, CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®, およびサーティファイドファイナンシャルプランナー®は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd (FPSB)の登録商標です。



【CFP® 受験対策 精選過去問題編の使い方】

・ CFP® 受験対策精選過去問題集の特徴を活用して、効率よく学習をおすすめください。

◆時間的に余裕のある場合は、まず一通りチャレンジしましょう。

- ① 得意分野からチャレンジ
- ② 基本レベルからチャレンジ
- ③ スムーズに解けなかった問題はチェックしてくり返しチャレンジ。

問題の出題内容を表示
得意分野の問題から解くもよし!

問題編

◆時間的に余裕のない場合は、問題をチョイスしてチャレンジしましょう。

- ・ 出題頻度一覧を参考にチョイスします。
- ① 出題頻度の多いものにチャレンジ(★マーク)
- ② **Let's try** にチャレンジ(◇◆マーク)
6月試験、11月試験を判別してチョイスできます。

問題の難易度を表示。
難易度をチョイスして学習可能。

問題の出題年度を表示。

設問題の出題頻度を表示。
☆の数の多い問題は是非解けるように。

精選過去問題 タックスプランニング

1) **2023-1** 不動産所得

1) 設問A **☆☆☆** **Let's try**

不動産賃貸業を営む飯田さんの平成23年の損益は、下記のとおりと予想される。飯田さんの平成23年中の税引後（所得税および住民税を差し引いた後）のキャッシュフロー額として、正しいものはどれか。

26年分の不動産賃貸業の予想>

項目	金額	備考
収入	2,100万円	すべて現金による収入である。
税公課	300万円	固定資産税、事業税。すべて現金による支出である。
償却費	550万円	平成23年中にビルに看板を新たに設置し、その構築物の購入代金50万円を現金で支出している。
払利息	400万円	借入金の元金の返済金額は、700万円である。
理費ほか	150万円	すべて現金による支出である。
合計	1,400万円	
申告特別控除額	65万円	

23年分の所得税および住民税は、100万円である。

解答・解説編

◆理解を早めるための一工夫。

スムーズに解けない問題は、迷わず解説を読んで理解しましょう。

解答解説でも難易度・出題年度を表示。
試験における重要度がわかる!

☆の数の多い問題の
解答方法はおぼえる!

限られた学習時間に合わせて☆☆☆や
Let's try のみなどの重点学習も可能。

問題解答に必要な知識も詳しく記載。
別の角度からの出題も“取りこぼし無し”

CFP精選過去問題 解答と解説 タックスプランニング

【問34】 **2023-1** リタイアメント

<正解>

設問A	設問B	設問C
3	2	1

会社や個人事業をリタイアした後にも所得税・住民税はさまざまなケースにおいて課せられるため、その知識を退職金および年金支給に関して問う。

(問題98) 設問A-3 退職金の手取り額の計算方法 **☆☆☆**

3. 正しい。

退職金からは、退職所得に対する所得税が源泉徴収され、住民税が特別徴収されるため、手取り額は非常に実務的な問題である。「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合には、退職金支給時に所得税が源泉徴収され、課税関係が終了する。また、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない場合には、収入金額の20%が源泉徴収され、受給者は、確定申告により精算することになる。

- ① 収入金額 1,900万円
- ② 勤続年数 33年（平成22年は昭和換算では昭和85年）
勤続年数は、就職した日から退職した日まで、会社に実際に勤務していた期間による。1年未満の端数は1年とし、長期欠勤・休職期間も勤続年数に含まれる。
勤続年数32年2ヵ月（昭和53年8月1日～昭和85年9月30日）→33年
- ③ 退職所得控除額 800万円+70万円×(33年-20年)=1,710万円
(障害者になったことに直接起因して退職した場合は100万円加算)
- ④ 退職所得の金額 (1,900万円-1,710万円)×1/2=95万円
- ⑤ 所得税 95万円×5% (所得税の速算表から)=47,500円
- ⑥ 住民税 95万円×10%×(1-1/10)=85,500円
- ⑦ 手取り額 19,000,000円-(47,500円+85,500円)=18,867,000円

(問題99) 設問B-2 2つ以上の退職金を受給した場合の退職所得の計算方法 **☆☆☆**

2. 正しい。

中小企業基盤整備機構から支給される退職一時金も、受給者の退職所得に該当する。会社から受け取った退職金との合計金額から退職所得控除額を差し引く。

(参考) 2つ以上の退職金の支払いを受けた場合の勤続年数。
その年に2つ以上の退職手当等を受給した場合は、各退職手当ごとに勤続期間を計算し、そのうちの最も長い期間によって勤続年数を計算し、退職所得控除額を算出する(所得税法施行令69③)。

- ① 収入金額 1,200万円+900万円=2,100万円
- ② 勤続年数 勤続年数25年11ヵ月→26年
26年と15年のうち、最も長い期間 →26年

詳しい解答解説が精選過去問題集の特徴!

CFP精選過去問題 解答と解説 タックスプランニング

<小規模企業共済の税法上の取扱い>

支給事由	所得の区分	確定申告・源泉徴収
共済金	死亡以外の一括受取(廃業等)	退職所得
	死亡以外の分割受取	雑所得
	死亡	相続税
		みなし相続財産として相続税申告
準共済金	個人事業の組織変更親族等への事業譲渡	退職所得
		源泉徴収(退職所得の受給に関する申告書の提出・加入期間に応じた控除額)
解約手当金	65歳以上任意解約	退職所得
	65歳未満任意解約	一時所得

<小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者について>

小規模企業共済制度では、個人事業は個人事業主とともにその配偶者や後継者等の家族が一体として事業が行われているにもかかわらず、個人事業主のみを加入対象としていたため、「小規模企業共済法の一部を改正する法律案」では、個人事業主の「共同経営者」を加入対象者として拡大することとされている。

(改正概要)

小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者について、所要の法律改正を前提に次の措置が講じられる。適用は所要の法律改正後となる。

- ①共同経営者が支払った掛金については、その全額を所得控除の対象とする。
- ②共同経営者が支給を受ける分割(年金)払いの共済金等については、公的年金等控除を適用し、一括払いの共済金等については退職手当とみなされる。

・小規模企業共済制度とは…
小規模企業の個人事業主や会社等の役員が事業をやめた場合の、生活の安定や事業再建のための共済制度(経営者の退職金制度)。
・この制度に加入できる者は…
常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)等の個人事業主及び会社役員等(でした)。
・税制面のメリット…掛金は全額所得控除
共済金は退職所得扱い(一括受取)又は公的年金等の雑所得扱い(分割受取)

<中小企業退職金制度の加入対象者に追加される同居親族について>

個人事業主の配偶者は、事業主と利益が1つであるということから、従業員とみなされておらず加入対象外とされ、配偶者以外の同居親族は他の従業員と同じ就業規則や賃金規定、労働条件である場合に限り加入できた(家族従業員のみ場合は加入できなかった)。しかし、個人事業主とともにその配偶者や後継者等の家族が一体として事業が行われている実態を考慮して見直さ

さらに改正概要なども解説!幅広い知識をフォロー。